

大木町
大規模災害時の
指定避難所開設・運営マニュアル

平成 30 年 11 月
（令和3年 6 月）
大木町

目 次

はじめに

大規模な災害が発生した場合、避難所を長期に開設することが想定されます。そうした中で、指定避難所を運営し、住民の身体や生活を守るためには、消防機関や行政機関等の職員だけではなく、地域住民の協力が不可欠です。

大木町が指定する避難所の開設・運営の責任者は、原則として行政ですが、長期化する避難所運営においては、住民自らが主体となり、施設管理者や行政職員と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、避難所を協力して運営することが期待されています。

このマニュアルは、福岡県の「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」をもとに、大規模災害が発生した際の避難所運営の長期化に備え、避難所の開設・運営にかかわる人が共通認識をもって、円滑に避難所の開設や運営を行うための基本的な内容について、県の作成指針から抜粋して作成したものです。

避難所開設・運営の基本的な考え方などについては、「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」を参照しながら、このマニュアルを町内の各避難所の開設や運営に活用しましょう。

また、マニュアルを参考に避難所開設・運営の訓練を行うなど、大規模災害時の避難所運営に備えておきましょう。

1 大規模災害における避難所運営の基本方針	1
2 大規模災害における指定避難所等	3
3 避難所の開設から撤収までの流れ	

初動期(災害発生当日)の対応

① 避難所となる施設の建物・土地や設備の安全確認	4
② 施設管理者との打ち合わせ	7
③ 避難所のレイアウトの決定	9
④ 避難者の受け入れ場所の指定	11
⑤ 避難者の受付・人の振り分け	12
⑥ 避難所利用者の班編成	13
⑦ トイレの確保・管理	13
⑧ 市町村災害対策本部への連絡	16
⑨ 情報収集・伝達手段の確保	17
⑩ 備蓄している水や食料、物資の確認・配給	17
⑪ 保健衛生対策	18

⑫ 要配慮者への対応	18
⑬ 安全対策	20
⑭ その他の対策	20

応急・復旧期(1週間まで)の対応

① 避難所等の運営のための業務	21
② 班の代表者(班長)の選出	21
③ 避難所運営委員会の設置	22
④ 各運営班の設置	24
⑤ 役割の明示	26
⑥ 避難所等の把握と個人情報の取り扱い.....	26
⑦ さまざまな状況に配慮したスペースの検討	26
⑧ スペース配置で注意すべき事項	27
⑨ 衛生環境の確保とごみ処理	28
⑩ 情報収集と伝達	28
⑪ プライバシーの確保	29
⑫ 要配慮者支援のための会議の開催	29
⑬ 避難所以外の避難者の支援	29
⑭ 避難所ボランティア等の受け入れ	30
⑮ マスコミ・訪問者対応	32
⑯ 避難者の健康管理と心のケア	32
⑰ 防犯体制の確立	33

復興期の対応

① 避難所運営のための業務の継続	34
② 避難所の統合及び閉鎖の検討	35
③ 長期的な避難生活で注意すべき事項	35

撤収期の対応

① 避難所の統合及び閉鎖に向けた準備	36
② 避難所の統合及び閉鎖	37

4 その他、避難所運営関連のマニュアル等	37
----------------------------	----

1 大規模災害時における避難所運営の基本方針

住民の安全を確保し、良好な生活環境を確保できるように努めて、避難者と協働しながら避難所運営を行います。避難所では、避難所以外の避難者も支援の対象とし、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とします。

(1) 避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。



(2) 生活支援は、公平に行うことを原則とします。

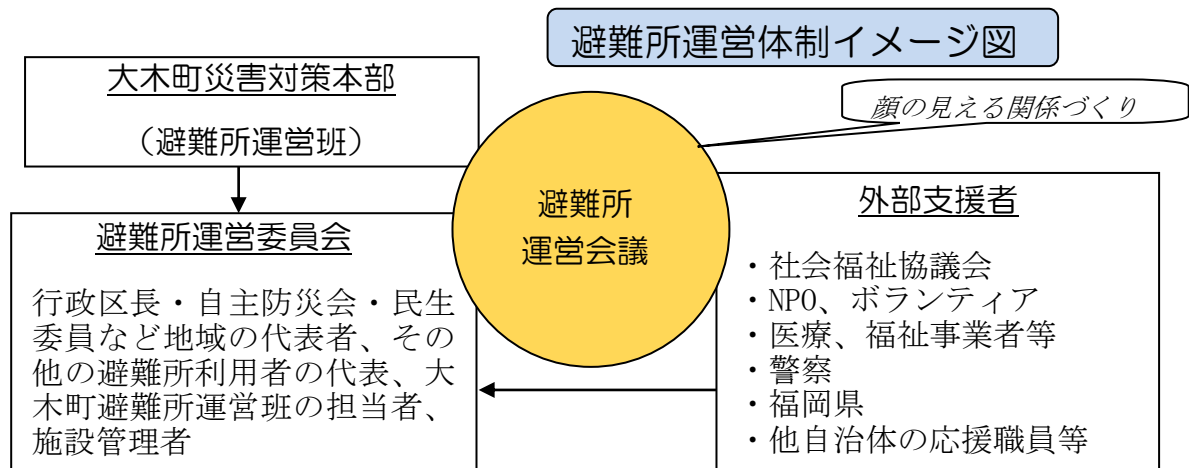
ただし、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等、特に配慮を要する人（要配慮者）については、健康状態、家族や周囲からの支援状況など、様々な事情を考慮し、必要に応じて優先順位をつけ、「一番困っている人」から支援するなど、臨機応変に対応します。

(3) 安否確認のための個人情報、大木町等が安否確認を確実に行うために必要となることから、原則公開としていただくよう被災者に協力を求めます。ただし、避難者の中には、DVやストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、個人情報の管理を徹底する必要があります。

(4) 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めておきます。

(5) 大木町災害対策本部は、大木町地域防災計画により厚生救援部を主体とした避難所運営班等を組織し、避難所の支援を行います。

また、避難所では、「避難所運営体制イメージ図」のとおり避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）や避難所運営委員会を通じた自主運営を原則とします。



2 大規模災害時における指定避難所等

町で大規模な地震や水害が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合に開設する指定避難所等は次のとおりです。

指定緊急避難場所

◎台風、洪水、高潮、内水氾濫等の場合

No	施設・場所名	住 所	管理担当連絡先	想定受入人数
1	大木町子育て交流センター	八町牟田 643-1	32-1013	100
2	大木町総合体育館	八町牟田 671-1	32-1288	650
3	大溝小学校	前牟田 735	32-1114	1385 (うち体育館 300)
4	木佐木小学校	八町牟田 623	32-1021	1050 (うち体育館 250)
5	大莞小学校	奥牟田 250	32-1504	1050 (うち体育館 250)
6	大木中学校	上八院 1234	32-0493	1800 (うち体育館 400)
7	大木町柔剣道場	上八院 1314	32-1288	240
8	大溝保育園	前牟田 783-5	32-1264	250
9	大木町健康福祉センター	八町牟田 538-1	33-2013	50

◎地震の場合

No	施設・場所名	住 所	管理担当連絡先	想定受入人数
1	大木町子育て交流センター	上記に同じ		
2	大木町総合体育館			
3	大溝小学校			
4	木佐木小学校			
5	大莞小学校			
6	大木中学校			
7	大木町柔剣道場			
8	大溝保育園			
9	大木町健康福祉センター			
10	くるるん(バイオマスセンター)	横溝 1331-1	33-1231	40
11	大莞コミュニティセンター	三八松 384	78-9124	55

指定避難所

No	施設名	住 所	管理担当連絡先	想定受入人数
1	大木町子育て交流センター	上記に同じ		
2	大木町総合体育館			
3	大溝小学校			
4	木佐木小学校			
5	大莞小学校			
6	大木中学校			
7	大木町柔剣道場			
8	大溝保育園			
9	大木町健康福祉センター			

3 避難所の開設から撤収までの流れ

□初動期(災害発生当日)の対応

大規模な災害が発生した直後の混乱した状況で、地域の人々の身体や生活を守るためには、消防や大木町などの職員だけではなく、地域住民の協力が不可欠です。

大木町は、発災後は避難所を開設するため、施設管理者とともに施設の安全確認を緊急点検チェックリスト等で行う職員や、施設の開錠を行う担当者、初期の避難所運営の指揮等を担当する職員を施設に派遣します。避難所は、施設の安全確認の結果を踏まえた上で、開設の可否を決定します。

地域住民は地域で助け合いながら、避難所へ移動します。また、避難所では地域の役員や自主防災組織の長などを中心に、住民自らが主体となり、施設管理者や行政職員と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、避難所を運営することが期待されます。

■災害時の避難所開設・運営の責任者

大木町が指定する避難所の開設・運営の責任者は、原則、行政担当者ですが、①行政担当者が不在かつ緊急の場合は施設管理者、②行政担当者と施設管理者が不在かつ緊急の場合は避難した地域（行政区）の役員や自主防災組織が中心となって避難所の開設・運営を行います。

ただし、設備の使用などは、必ず施設管理者と協議の必要があります。

① 避難所となる施設の建物・土地や設備の安全確認

- 避難所となる施設の管理者とともに、建物の安全確認を行う。
- 安全確認前に建物内に人が残っていた場合は、安全確認ができるまで建物内からの退避をお願いし、建物外へ誘導する。
- 建物の安全確認が済むまでは危険なので、避難者に中に入ることはできないことを伝え、屋外の安全な場所で待機してもらう。

(1) 建物及び周辺の確認

- 火災が発生している。
- 建物が浸水している。
- 建物全体が沈下している。
- ガスくさい。(ガス漏れしている。)
- 土地の地割れや擁壁の異常がある。

1つでも該当する場合、
**危険なので、
施設は使用しない！**
⇒大木町災害対策本部に連絡
し、別の避難所を確保。

(2) 建物及び土地の確認【地震の場合】

- 被災建築物応急危険度判定士がいる場合は、被災建築物応急危険度判定*¹を行う。
- 被災宅地危険度判定士がいる場合は、被災宅地危険度判定*²を行う。
- 判定士がいない場合、避難所となる施設に合わせた様式を用いて建物の外観などから安全確認を行う。

・ 屋内運動場(体育館) ※チェックシートA／B／Cは別冊

→ 震災後の余震に備えた緊急点検チェックリスト 屋内運動場(体育館)用(様式集 p. 2)

→ 避難所等安全確認チェックシート(写真付き簡易版)・・・A

・ その他の施設

→ 建物の構造別チェックシート(様式集 p. 3)

→ 建物被災状況チェックシート(鉄筋造・木造用)・・・B

→ 木造用チェックシート(写真付き簡易版)・・・C

●施設が「危険な状態」や「注意を要する状態」と判定された場合

“危険なので施設は使用しない”

- 屋内に避難者がいる場合は、屋外の安全な場所へ誘導する。
- 「危険」の紙を貼り、建物内又は敷地内への立ち入りを禁止する。
- 大木町災害対策本部に避難所が使用できないことを連絡する。

●建物及び土地の被害がみられない場合

- 大木町災害対策本部に緊急点検の結果を報告する。
- 被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。(建物)
- 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。(土地)

*1 被災建築物応急危険度判定とは

大規模な地震が起きた後、余震などによって建物が倒壊したり、壁や窓ガラスが落下したりする危険性を判定し、人の命に関わる二次的災害を防止することを目的とした制度。

応急危険度判定は、福岡県が養成・登録した被災建築物応急危険度判定士(行政職員や民間の建築士のボランティア)が行う。

*2 被災宅地危険度判定とは

大規模な地震や大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的としている。

(3) 避難所内の設備の確認

設備	確認項目	使えない場合の対処方法(例)
屋内	☐ 天井の落下や亀裂はないか ☐ 廊下・階段は安全に通行できるか ☐ 照明が落下・破損していないか ☐ 窓ガラスの割れやひびはないか	☐ 施設を使用する場合は、被害箇所周辺と余震で同様の被害が出る危険のある場所への立入と使用を禁止する ☐ 施設利用の可否を決定する
防火設備	☐ 防火シャッター、排煙設備、火災報知機等は機能しているか ☐ 消火器は使えるか	☐ 防火シャッターが、変形している場合、いつ落下するかわからないため注意が必要
ガス	☐ ガス臭くないか ☐ ガス器具に損傷はないか ☐ プロパンガスが倒れてないか	☐ 窓を開け、ガス栓を閉める ☐ ガス、電気、火は使用しない
電気 ガス漏れがない場合のみ	☐ 電気は使えるか ☐ 電灯はつくか ☐ 電気器具から異音・異臭はしないか、水につかった形跡はないか	☐ 発電機や照明機器などを設置する ☐ 異常のある電気器具は使用しない
水道	☐ 水は流れるか ☐ にごりや異臭はないか(できれば水質検査を実施) ☐ 漏水していないか	☐ 飲料水の備蓄がある場合は、備蓄水を使用する ☐ 井戸やプールなど生活用水として利用できる水があれば、利用する ☐ 大木町災害対策本部に協力要請する
電話 FAX パソコン	情報発信手段として ☐ 通話できるか ☐ FAXが使えるか ☐ メールは使えるか ☐ インターネットはつながるか	☐ 他の伝達手段(携帯電話、自転車やバイクなど)を確認し、利用できるものを利用する ☐ 大木町災害対策本部に通信手段(特設公衆電話、衛星電話など)を要請する
放送	避難所運営や避難者への周知手段として ☐ 放送設備や無線は使えるか	☐ 拡声器・メガホンなどを利用する ☐ 掲示板を利用する
トイレ	＊トイレ設備の確認については、P.12「⑦トイレの確保・管理」を参照	

② 施設管理者との打ち合わせ

避難所の安全確認後、避難所を開設したら、町は避難所が開設されたことを防災無線、広報車、メール等を利用して広報します。また、施設管理者と地域や自主防災会の役員等避難者の代表者で避難所として利用する施設の範囲（場所）を決め、用途ごとに利用する場所を指定します。

- ☐ 施設の安全確認の結果も踏まえ、利用場所を施設管理者と協議します。
- ☐ 避難所の運営について、施設独自のマニュアルがある場合は、そのマニュアルに従って対応します。
- ☐ 学校においては、教職員に協力を求めます。

（１）利用できる場所の確認

- ☐ 施設管理者と協議して、①避難所として利用できる場所、②避難した人々の受け入れ場所として開放する場所・スペースの順序を確認します。
- ☐ 一度に全ての場所を利用せず、避難者数と利用する用途を考えて場所を利用します。

■避難所として利用できる場所 ⇒ 施設管理者と相談して記入

順序*	場所の名前(体育館など)	階数	受け入れ可能人数	メモ
1		階	約 人	
2		階	約 人	
3		階	約 人	
4		階	約 人	
5		階	約 人	
6		階	約 人	

*順序欄は、受け入れ場所として開放する順に記載

＜開放する順序を決める際の注意点＞

長期避難となる場合も考えて、施設の本来業務を再開する際に支障のない場所から優先的に指定する。（例：体育館 → 特別教室 → 教室）

☐ 土足禁止区域の徹底

感染症防止等衛生上の問題により、避難所施設内は土足禁止を徹底します。また、ダンボール等で靴箱を作成することや、各自が靴をビニール袋に収納するなど、靴をそのまま室内に持ち込まないよう工夫します。

(2) 立ち入りを禁止する場所の指定

- 危険な場所や避難所として利用できない場所などを立ち入り禁止にします。
危険箇所にはカラーコーンやビニールテープ、ロープ等を利用して「立入禁止」にします。
- 特に学校等は本来の使用目的があるため、利用範囲や立入禁止範囲など利用する際のルールを明確にしておく。

■避難者の受け入れや立ち入りを制限する場所の例（学校の場合）

指定区分	具体的な場所の例	理 由
立入禁止	応急危険度判定や安全点検で「危険」や「要注意」と判定した場所	余震などによる二次災害の防止
立ち入りを制限	職員室、事務室、施設管理者の部屋など	施設の個人情報あり 施設の本来業務を再開する拠点ともなる
	理科実験室、工作室など	危険な薬品・設備あり
	保健室や医務室、放送室、会議室、給食室や調理室、給湯室、倉庫など	本来の機能のまま、避難所運営に利用
	屋外の一部	自衛隊など、外からの救援者が利用する可能性あり
占有禁止	玄関、廊下、通路、階段、トイレなど	共有空間 避難経路の確保

(3) 利用できる設備や資機材の確認

- **避難所の設備、資機材等一覧(様式集 p. 52～)**を参考に、施設管理者に、利用できる設備、資機材(数)、保管場所及び使用上の注意などを確認する。
- 資機材が不足している場合などは、町が締結している協定により調達を行うとともに、ホームページ等で不足物資の情報提供を速やかに行い、物資を調達する。(締結協定の一覧は p. 36 以降を参照)

③ 避難所のレイアウトの決定

- 施設管理者と相談し、避難所運営のために必要な部屋・場所を指定する。
- 指定した部屋や場所に、貼り紙などをして表示し、避難者にわかるようにする。
- 室内は間仕切りを設置し、プライバシー保護に努める。

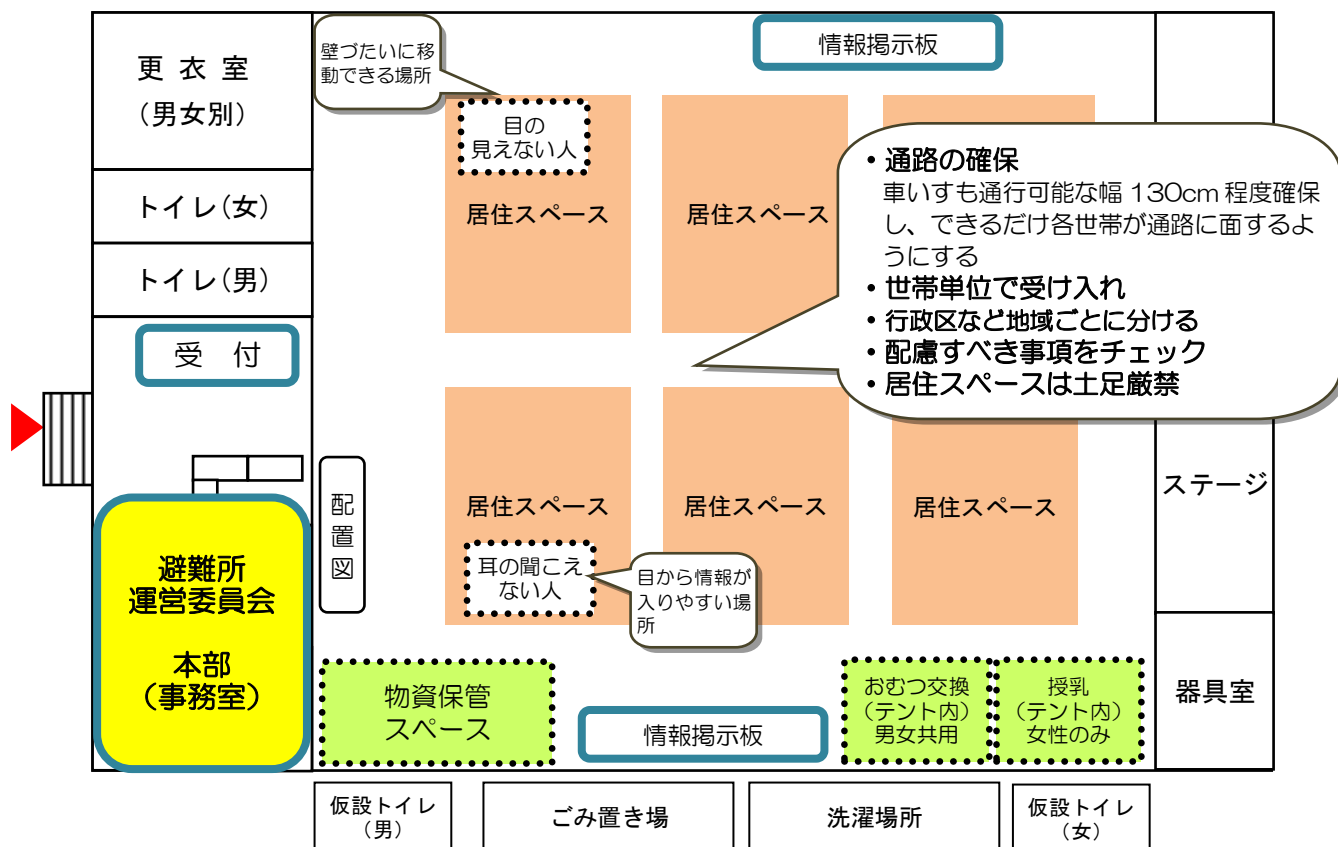
運営のために必要な場所		使う部屋や設置する場所
医療・介護	救護室	
	介護室(ベッドルーム)	
	障がいのある人用トイレ	
生活環境	居住スペース	
	災害用トイレ	男性用 女性用 ユニバーサルトイレ
	更衣室	男性用 女性用
	手洗い場	水がなければ手指消毒用アルコールを設置
	風呂、洗濯場 シャワー	生活用水確保後に設置
	もの干し場	共用 男性用 女性用
	ごみ置き場 燃えるごみ・燃えないごみの分別	
	ペットスペース	
	談話室	施設に余裕があれば設置
食料・物資	荷下ろし、荷捌き場所	
	保管場所	
育児・保育	授乳室	
	おむつ交換場所	
	子ども部屋	
運営用	避難所運営本部	
	総合受付	
	相談室（兼 静養室）	
	外部からの救援者用の場所	

避難所内のレイアウトづくり(指定緊急避難場所ごとにあらかじめ作成する)

レイアウトづくり“ここだけはチェック”すること。

- 特に障がいのある人（視覚障がいのある人など）や高齢者などは壁をつたって歩行することがあるので、壁のすぐ横は、車いすが通行可能な通路（幅 1.3m）を確保する。
- 福祉避難スペース（室）は避難者へスペースを振り分ける前に確保するよう努める。
- 要配慮者のうち、高齢者や身体障がいのある人（を有する世帯等）の避難スペースは、支援ができるように人の目が届きやすく、通路の近くがよい。但し、出入口は寒い場合や人の出入が多いため、配置には十分注意する。
- 発達障がいのある人や妊産婦、乳幼児等の要配慮者（を有する世帯）、单身女性や女性のための世帯等の避難スペースは、避難者の不安解消やトラブル防止のため、同じ環境の家族が一緒になるようにするなど、周囲からストレスを受けにくい場所へ配置するよう努める。
- 帰宅困難者等が一時避難するスペースを確保するよう努める。
- 居住スペースは、区割りをしてテープ等を使いスペースを定める。
- 物資の保管スペースを確保するよう努める。また、物資の搬入ルートを優先確保する必要があるため、屋外駐車場やグラウンドの駐車場利用は一部制限を行う。
- 要配慮者の配置は、トイレに近い通路側になるようにする。
- 情報掲示板や看板を設置し、避難者が情報共有できるようにする。
- 更衣室、洗濯物干し場、授乳室など、女性に配慮したスペースを確保する。
- 冷暖房器具や給水所の設置など、暑さ寒さ対策及び換気に配慮する。

《レイアウト図の例（体育館の場合）》



※上図に加え、確保した方がよいスペースとして救護室、介護室、子ども部屋、ペットスペース、相談室などが考えられます。なお、施設内には、避難所生活での使用が好ましくない場所もありますので、注意してレイアウトを決めましょう。

④ 避難者の受け入れ場所の指定

□ 事前に決めた受け入れの方針や優先順位などを確認する。

①世帯単位で受け入れ ②行政区など地域ごとに分ける

③要配慮者（高齢者・障がいのある方など配慮が必要な方）はトイレや通路に近い場所を確保

□ 以下のポイントに注意しながら、受け入れ場所を決める。

＜受け入れのポイント＞

通路の確保	車いすも通れるよう幅 1.3m程度の通路を確保し、各世帯の区画が必ず1箇所は通路に面するようにする。壁側のスペースを通路として確保しておく。
地域でまとめる	世帯単位で受け入れ、なるべく顔見知りが集まれるよう行政区など居住する地域ごとの配置になるよう配慮する。
配慮すべき人を優先的に受け入れる場所の検討	災害時に配慮が必要な人を優先的に受け入れる場所を検討し、予め指定する。 できれば個室も確保し、避難所利用者の状況から優先順位を定め、本人や家族の希望も聞いた上で個室の利用を促す。

■ 1人あたりに必要な最低面積（参考）

時期	最低面積	最低面積が必要な理由
被災直後	1 m ² /人	座った状態で過ごせる程度の占有面積
1 晩目以降 (緊急対応)	2 m ² /人	就寝することができる程度の占有面積
避難所生活 の長期化	3 m ² /人	荷物置場を含めて、就寝することができる程度の占有面積

⑤ 避難者の受付・人の振り分け

受付は、避難者数を把握することで、物資要請・配布に利用するとともに、安否確認や要配慮者のスクリーニングに利用することを避難者に理解してもらいましょう。

（１）受付の設置

- 机、いすを設置し、受付をつくる。（「受付」と表示する。）
- 筆記用具や受付簿等の必要な様式を用意する。
- 避難所の看板などを表に表示し、避難所を開設したことを知らせる。
- 避難者が少ない場合は、受付に順番に並んでもらう。
ただし、避難者が多い場合は、スペースと人員の確保や地域ごとに避難者記入票等の様式を配布し、取りまとめてもらうなど工夫する。

（２）避難者名簿の作成及び利用者の登録

- 避難所運営責任者は、避難者名簿を作成する。
- 避難者に、世帯ごとに**避難所利用者登録票（様式集 p. 24）**を記入してもらう。（ペット同行の場合は、**ペット登録台帳（様式集 p. 27）**にも記入）
- 避難所以外の場所に滞在する人の状況を把握するため、大木町や警察・消防、保健師のほか、地域住民（行政区、自主防災組織、消防団、民生委員等）やボランティアなどに協力してもらい、戸別に見回りを行う。
また、支援が必要な場合は、避難所利用者登録票に記載してもらう。
- 避難者名簿は個人情報でもあるため、取扱いや管理は十分注意する。

＜登録時の注意＞

- ・食料や物資の支給などの支援は登録票に基づき行われるので、避難所以外の場所に滞在する人にも記入するよう伝える。
- ・安否確認の問い合わせに対応するため、個人情報（住所、氏名等）は原則公開とするよう被災者に協力を求める。
ただし、DV被害等により、居住地を秘匿している場合もあることから、協力を求める際には、避難者の意向を尊重すること。
- ・高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等、避難生活で特に配慮を要する人（要配慮者）の状況を確認する。
- ・運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める。

（３）人数の把握

- **避難所利用者登録票（様式集 p. 24）**をもとに、避難所利用者の人数や世帯数を把握する。

（４）帰宅困難者等地域外避難者への対応

帰宅困難者は交通機関などの回復により帰宅するため、地域の避難者とは分けて避難スペースを決めるなど、あらかじめ対策を検討しておく。

⑥ 避難所利用者の班編成

(1) 「班」の編成について

- 避難所利用者のとりまとめを行うため、行政区・班などの役員の協力を得て班分けをする。(車中・テント生活者や在宅など避難所以外の場所に滞在する人も班を編成する。)
- つくった班を**避難所利用者でつくる班分け表(様式集 p. 23)**にまとめる。
- 余裕があれば、各班でとりまとめを行う代表者(班長)を決めてもらう。

<班のつくり方>

- ・居住地域や血縁関係など、顔見知りが集まるよう配慮する。
- ・部屋単位など10世帯程度で分ける。
- ・高齢者だけとなるような編成は避ける。
(通勤者や旅行者などの帰宅困難者は、地域住民と別の班にする。)

(2) 「班」内の人の把握

- 食料、水、物資を班ごとに配布するため、班内の人数を把握する。
- 班内の人の健康状態を確認し、けが人や病人がいる場合は、病院に搬送するか、大木町災害対策本部に医師等の手配を要請する。

⑦ トイレの確保・管理

避難所は大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面や使い勝手に配慮が必要で、衛生的なトイレ環境を維持することで感染症を含む健康被害を防ぐことにつながります。手洗い水の確保や手洗い方法、トイレの履物等について周知することが重要です。

- 避難所開設後は、早い段階で避難所の人数に応じたトイレの整備を行う。
- トイレ設置の際には、手洗い場の確保、消毒用アルコール等の整備を行う。
- トイレ用の履物を整備するとともに、清掃体制を決める。

■ トイレ個数の目安

- | | | |
|-------------------------------|---------|----|
| ・災害発生当初 | 約50人当たり | 1基 |
| ・その後、避難が長期化する場合 | 約20人当たり | 1基 |
| (トイレの平均的な使用回数 1日5回 男女の割合は1対3) | | |

■ 災害用トイレの種類

- ・携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等

(1) 既設トイレ設備の確認

設備	確認項目	対処方法（使えない場合）
トイレ	☐ トイレの安全性が確保されているか。 ・落下物など危険はないか ・便器の破損はないか ・倒壊や風等による転倒のおそれがないか。 ☐ 男性用、女性用に分けられ、かつ使用しやすいものか。 ☐ 下水は流れるか。 （トイレや汚水マスで下水の流れを確認。） ☐ 水(上水)は出るか。または、周辺は断水していないか。 ☐ トイレットペーパー、手洗い用の水・石鹸、手ぬぐい・ペーパータオル、手指消毒液、おむつ、生理用品、処分用ごみ箱、トイレ専用の履物(スリッパ等)、掃除用具等は用意されているか。	☐ 安全性が確保されていない場合は、使用禁止とし、安全性を確保するための対策を講じ、災害用トイレで対応する。 ☐ 災害用トイレを導入し、必要数を確保する。 ☐ 井戸やプール、河川の水を汲み置きして排泄後に流す。 ☐ 最低限必要なものは、品目とその個数を確認し、不足する場合は、大木町災害対策本部に要請する。

(2) 災害用トイレの確保

- ☐ 既設トイレが使用出来ない場合又はトイレが不足する場合は、災害用トイレを大木町災害対策本部に要請し、必要数を確保する。
- ☐ 男性、女性を区別し、特に女性用トイレは多く設置する。(目安は、男1台対女3台)
また、施設にある既存のトイレは、できる限り高齢者・障がいのある人・女性・子どもを優先して使用させる。
- ☐ 車いすの人や高齢者が使いやすいよう洋式トイレを確保する。
- ☐ し尿の処理体制が十分か確認する。
し尿処理業者や下水処理場等の被災により、し尿を処理できない場合は、環境課と協議の上で便袋に集めて処分する。
- ☐ トイレ用水を確保し、トイレットペーパー、手洗い用の水・石鹸、手ぬぐい・ペーパータオル、処分用ごみ箱、トイレ専用の履物(スリッパ等)、掃除用具等を準備し、不足する場合は、大木町災害対策本部に要請する。

■トイレの組み合わせモデル（大規模地震発生時の避難所の場合）

○モデルとなる避難所の条件等

携帯トイレ（最大避難者数の3日分）、簡易トイレ（組立式）5セット備蓄あり。マンホールトイレ5基（プール水確保）整備済み。

この避難所の状況	使用できるトイレの例
発災直後～3日 上水道は断水中。下水道は施設の点検が終わるまでは、使用しないルール。（流通も麻痺状態）	既設トイレの個室（便座）を活用 携帯トイレ・簡易トイレ（組立式）  ★発災当初は避難者数が多いので、とにかく便器の数を確保する。 ★避難者想定数の3日間は備蓄した便袋を使用した。 ★使用済みの便袋は、体育館裏の軒下に保管することとした。
1週間後 上水道は断水中。下水処理場に被害があったが、マンホールトイレは使用許可がおりる。 近隣市町から、バキューム車数台を確保する。	上記にプラスして、マンホールトイレ 仮設トイレ（組立式）1基届いた。  ★汲み取りのタイミングを、設置した仮設トイレの便槽の容量・使用人数から換算する。 ★避難所のマンホールトイレが使えるようになると、マンホールトイレを使用する在宅避難者が増加した。
2週間後 流通が復旧し、仮設トイレが届く。上水道は部分的に復旧したが、この避難所は断水中。 広域でのし尿処理体制が確保される。	上記にプラスして、仮設トイレ  ★仮設トイレが確保できたので、携帯トイレの使用数を減らす。 ★合わせて外灯を設置したが、雨の日に傘がないとトイレに行けないのが不便である。
1カ月後 上水道・下水道の復旧が完了し全面使用可能となる。	★これにより、水洗トイレが使用可能になったため、簡易トイレは全て撤去した。しかし、避難者は大勢いるため、仮設トイレは引き続き使用する。 ★上下水道の復旧により、在宅避難者がトイレを使いに来なくなったため、仮設トイレの数も大幅に減らすことができた。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月 内閣府）より抜粋

□要配慮者向けなどのトイレの確保

車いす利用者など身体に障がいのある人、歩行に介助が必要な人、妊産婦など要配慮者には、洋式トイレや多目的トイレを優先的に使用できるよう配慮が必要です。

(3) トイレの管理

- トイレを維持管理する担当者及び掃除当番を決める。
その際には、担当者の偏りがないようにする。
- トイレの使用ルールを決め周知し、ルール表を掲示する。
- 劣悪な衛生状態とならないようトイレの清掃を定期的に実施する。

《トイレの衛生管理のポイント》

- ・感染症予防のため手洗い用の水を確保し、手洗いを徹底する。
- ・施設の室内トイレでは、専用の履物（スリッパ等）を用意する。
- ・便袋使用の場合は、汚物処理の方法を徹底し、汚物の保管場所を確保する。
- ・便袋の保管は、出来る限り雨水で濡れない場所を選択することが望ましい。
- ・感染症患者が出た場合には、専用のトイレを設けることも検討する。
- ・避難者の中から、トイレの責任者と掃除当番を決める。
- ・ボランティア等の支援者の力を借りて、衛生的なトイレ環境を維持する。

《トイレ設置の際の配慮すべきポイント 内閣府ガイドライン抜粋》

- ・暗がりにならない場所に設置（夜間照明を個室、トイレまでの経路に設置）
- ・トイレの固定、転倒防止を徹底するとともに、防犯ブザー、手すり等の設置
- ・消臭剤や防虫剤を準備し、暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施
- ・生理用品の処分用ごみ箱、トイレの掃除用具、外国語の掲示物（利用方法など）を準備
- ・トイレ使用待ちの行列のための目隠しを設置
- ・子どもや介助者と一緒に入れるトイレの設置と洋式便器を確保する
- ・人口肛門、人口膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する

■「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン＜内閣府（防災担当）＞」を参照

⑧ 大木町災害対策本部への連絡

- 避難所利用者に配給する食料・物資の調達など、避難所での必要な支援を受けるため、**避難所状況報告書（初動期）（様式集 p. 40）**を用い、FAX、電話などで、大木町災害対策本部に連絡する。

＜連絡のタイミング＞

* 大木町が効率よく支援を行うため、次のとおり段階に応じて連絡を行う。

- | | |
|-------|---------------------------------|
| ●報告時間 | 9時、12時、15時、18時（3時間おき） |
| ●報告は、 | 避難所状況報告書（様式集 p. 41） による。 |

⑨ 情報収集・伝達手段の確保

- 避難所の出入口や受付など、避難所利用者が見やすい場所に情報掲示（大きくて見やすいもの）をつくり、**避難所でのルール(様式集 p. 4～6)**や各種情報を掲示、チラシを配布するなど情報を共有する。
- 情報収集・通信手段の確保・設置につとめ、避難所外の避難者の情報をも収集する。
情報収集等に必要な機材等がない場合は、大木町災害対策本部に協力を求める。
- 情報には、発信の日時を必ず記入して、いつの情報かわかるようにしておく。
- 情報は、項目ごとに色分けや掲示する場所を分け、わかりやすくしておく。
- 掲示する情報はなるべく大きな文字で高齢者にも見やすいように配慮する。
- 情報伝達の際は、避難所外の避難者へも伝わるように努める。

■初動期に必要な情報・機材など

初動期に必要な情報	必要な機材など
・ 安否情報 ・ 医療救護情報 ・ 被害情報 ・ ライフラインなどの復旧情報 ・ 水、食料など生活物資の供給情報 ・ 葬儀、埋葬に関する情報	□防災無線（電話・FAX） □戸別受信機（防災ラジオ） □電話（衛星電話、携帯電話） □FAX □パソコン （タブレット、スマートフォン） □テレビ（文字放送・字幕放送が可能なもの） □ラジオ □コピー機、プリンタ □拡声器 □非常用電源（発電機、バッテリー） □各種電池(予備) □情報収集・連絡用の自転車やバイク

⑩ 備蓄している水や食料、物資の確認・配給

（１）現時点での状態や数を確認

- **避難所の設備、資機材等一覧(様式集 p. 52～)**を参考に、備蓄している水や食料、物資の状態や数を確認する。
- 足りない分は**物資依頼伝票(様式集 p. 42)**や**食料依頼伝票(様式集 p. 46)**により、大木町災害対策本部に要請する。
- 外部から調達する場合は、物資の積み下ろし場所、ルート、保管場所を決める。
- 飲料水は、給水地点を確認し、避難所利用者の協力を得て確保する。

(2) 配給

- 迅速かつ公平に配給するため、利用者の「班」ごとに配給する。
- 食糧の配給にあたっては、食物アレルギーへ配慮するよう努める。

<配給時の注意点>

- ・飲料水は1人1日3リットル、食料は1人1日3食を目安とする。
- ・数が少ないなど公平に配給できない場合は、けが人や病人、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人などに加え、避難者の健康状態、本人や家族・周囲の状況など、避難所を利用する人が抱える様々な事情を考慮した上で、優先順位をつけ個別に対応する。
- ・食料を配給する際には、栄養面に配慮するとともに、食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べられないものがないか、提供者と受給者の双方が必ず確認しあい、配給を行う。また、食糧について、できるだけ使用材料の表示を行う。
- ・衣類などは、サイズ別に整理し、配布しやすいようにしておく。
- ・生理用品や女性用の下着類は、女性から渡すよう心掛ける。

⑪ 保健衛生対策

- 感染症等の疾病予防や健康問題の悪化防止のため、避難所運営者、保健福祉関係者、ボランティア等の外部支援団体が連携し、避難所内の清潔保持等の環境整備を図る。
 - ・避難所内の清掃
 - ・食品の管理、手洗いの徹底
 - ・ごみ集積場所の確保 など
- 感染症患者用の専用スペース、個室も確保しておく。
- 新型コロナウイルス感染症については、避難所開設・運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策版)による。

⑫ 要配慮者への対応

要配慮者とは、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等、特に配慮を要する人のことをいいます。

(1) 要配慮者への情報提供

- 要配慮者への情報提供に配慮する。
- 障がいのある人への情報提供にあたっては、障がい児者(支援)団体やボランティア団体と連携する。

特に下表に掲げる障がい児者は、情報が伝達されにくいことから、避難者の状態に応じ、例えば次の方法によるなど伝達の方法を工夫する。

- 掲示板などは、見やすいよう大きな文字で書く。

＜聴覚障がい児者＞掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等

＜視覚障がい児者＞点字、音声等

＜盲ろう者＞ 指点字、手書き文字等

＜知的障がい児者、精神障がい児者、発達障がい児者、認知症者＞
分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

＜高齢者＞ 大きな文字で見やすく

- 視覚障がい児者、聴覚障がい児者、盲ろう者は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が困難な面もあるため、障がい児者団体を通じ、情報が得られる環境・場の設定や体制づくりを検討する。
- 外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等の分かりやすい情報提供、絵や写真の提示、様式集 p 7 以降の様式を活用するなど多様な手段により情報提供がなされるよう配慮する。

※（一財）自治体国際化協会作成の災害時多言語情報提供支援ツールを活用

<http://dis.clair.or.jp>

（２）要配慮者からの情報提供

- 要配慮者が支援してほしいこと、知ってほしいことについて、カード等を活用することにより、要配慮者自ら自分の状態に関する情報を発信できるように配慮するなど、要配慮者自身の意思を尊重する。
また、家族や支援者とも十分に連携する。

（３）避難スペースの確保及び関係施設との連携

- 避難所では要配慮者に配慮し、適宜、福祉避難スペース（室）ないし、個室を利用できるよう配慮し、個室がない場合は、間仕切りなどを使って工夫する。
- 福祉避難所への移動や施設・病院への入院・入所を行う。
- 入院・入所が必要となった場合に備え、医療機関、社会福祉施設等との連携体制を構築しておく。

（４）要配慮者の健康管理

- 要配慮者の健康管理における支援については、福岡県「災害時健康管理支援マニュアル」（健康増進課）を参考にする。

⑬ 安全対策

(1) 避難所の安全対策

- 安全対策として、特に要配慮者や女性などの意見を聞き、屋外に設置した災害用トイレなど、夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置するなどの環境対策・改善を行う。
- 防火対策として、出火及び放火を防ぐため定期的な巡回警備を行うとともに、防火安全に係る遵守事項を避難所出入口等に掲示する。
- 不審者や悪質商法などを防止するため、館内放送を活用した防犯広報や自警団等による巡回警備を行うほか、のぞき・盗撮などの性的犯罪等を防止するため、更衣室の設置箇所や構造に配慮する。
- 女性や子どもを狙った性犯罪やDV等に気をつけ、パトロールや相談窓口などを設置し、予防に努める。

(2) 地域の安全対策

- 防犯対策として、不在家屋を狙った空き巣被害等を防止するため、防犯ボランティアによる自主パトロール活動を推進するほか、地域住民等に対して不審者を発見した際の110番通報を呼び掛ける。

⑭ その他の対策

福祉避難所に係る運営、避難者の健康管理、ペット同行避難者対策については、本県又は大木町が作成した以下のマニュアルを参考にしてください。

○ 福祉避難所に係る運営

→『福祉避難所設置・運営に関するマニュアル』

(平成29年3月、福岡県福祉労働部福祉総務課作成)

○ 避難者の健康管理対策

→『災害時健康管理支援マニュアル』

(平成29年3月、福岡県保健医療介護部健康増進課作成)

○ ペット同行避難者対策

→『災害時ペット救護マニュアル』

(平成29年3月、福岡県保健医療介護部保健衛生課作成)

□ ペット同行避難者対策

⇒ 「大木町災害時ペット救護マニュアル」

(平成29年8月、大木町環境課作成)

□応急・復旧期(1週間まで)の対応

応急・復旧期は、避難所運営の仕組みや規則を整え、日常性を確立する時期です。初動期は、行政担当者、施設管理者、避難者などが協力して避難所開設・運営を行います。なるべく早い段階で避難所を利用する人を主体とした「避難所運営委員会」や「運営班」を組織化し、自主運営を目指します。

また、時期の経過につれ必要な業務は変化していきますので、柔軟に組織を見直す必要があります。避難所運営委員会を設置した後は、避難所運営委員会と各運営班が、自主的かつ円滑な避難所運営の主体となります。

① 避難所等の運営のための業務

- 避難所運営委員会や各運営班が設置されるまでは、行政担当者、施設管理者、地域（行政区など）の代表者、自主防災組織が協力して対処するとともに、様々な業務に対処するため、医師・看護師、薬剤師、保健師、福祉関係者、警察官、NPO、ボランティアなどにも協力を要請する。
- 特に大規模地震が起こった後に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施していない場合には、大木町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。
- 避難所運営委員会や各運営班を設置したら、必要に応じ、NPO、ボランティアなどにも会議への参画を呼びかけ、定期的な会議を実施する。また、速やかに業務を引き継げるよう、対応状況などを**個別引き継ぎ事項(様式集 p. 36)**に記入し、運営日誌や名簿などの書類も整理しておく。

② 班の代表者(班長)の選出

- 避難所利用者で編成した班ごとに代表者(班長)を選出してもらう。
※車中泊・テント生活者や避難所以外の場所に滞在する人も班を編成し、班長を選出する。

<代表者(班長)の選出>

- ・班長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。
- ・なお、交代の際は、的確に引き継ぎを行う。

＜代表者（班長）の役割＞

- ・班内の意見を取りまとめ運営委員会に報告する。
- ・運営委員会や各運営班での決定事項は、班内全員に伝達する。
- ・運営委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除などは、班ごとに当番制で行う。
- ・班ごとに配布される食料や物資を受領し、班内に配布する。
- ・班内に要配慮者（高齢者や障がいのある人など）がいる場合は、班長を中心に班内で協力して支援を行う。
- ・掃除など環境の整備は、班長を中心に班内で協力して行う。

③ 避難所運営委員会の設置

（１）構成員の選出

- 避難所利用者で編成した班の代表者、行政区・民生委員など地域（行政区）の役員や自主防災組織、その他の避難所利用者の代表（女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人など、災害時に配慮が必要な人やその家族からも選出）、行政担当者、施設管理者が集まり、**避難所運営委員会規約（案）（様式集 p. 20-21）**を参考に、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織する。

＜避難所運営委員会の構成員選出の際の留意事項＞

- ・避難所運営には女性の視点も取り入れて運営していく必要があることから、構成員のうち３割以上を女性とするよう努めること。
- ・避難所運営委員会に出席する班長の数が多い場合は、互選で決定する。ただし、車中泊・テント生活をする人々の班でつくる班長や、避難所以外の場所に滞在する人々でつくる班の班長は、必ず１名ずつ出席できるように努める。

（２）会長、副会長の選出

- 避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する。
なお、会長・副会長のいずれかになるべく女性を選出するよう努める。

（３）運営規約、避難所のルール作成、掲示

- **避難所運営委員会規約（案）（様式集 p. 20-21）**をもとに避難所運営に必要な事項を検討し、運営規則を作成する。
また、**避難所でのルール（様式集 p. 4～6）**にも追記する。
※できれば、平時に地域で規約や規則の案を作成しておく。
- 運営規約は情報掲示板に貼るなどして、避難所を利用する人全員（避難所以外の場所に滞在する人も含む）に確実に伝わるようにする。

■組織図（例）

避難所運営委員会					
町避難所担当者 (厚生救援部)		避難所運営責任者(町災害対策本部との連絡調整、個人情報管理、マスコミ対応など) ■町災害対策本部の厚生救援部が担当者を担う			
施設管理者		施設の利用に関する決定・支援			
地域住民で担当	会長		避難所運営班長との兼務も可。運営班全体を統括する。		
	副会長				
	運営班	班長	総務班	各班の業務の調整等	
		班長	情報班	町との連絡調整窓口、情報収集・提供、広報	
		班長	管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理	
		班長	相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応	
		班長	食糧班	食糧の調達、管理、配給、炊き出し	
		班長	物資班	物資の調達、管理、配給	
		班長	環境衛生班	生活衛生環境の管理・改善、避難所内の巡回清掃	
		班長	保健班	町保健師と協力して被災者の健康状態の確認、感染症予防の実施	
		班長	要配慮者支援班	要配慮者の支援	
		班長	避難所外避難者支援班	避難所外の避難者の支援	
		班長	巡回警備班	避難所の防火・防犯対策	
		班長	避難者交流班	避難者の交流の場の提供	
		班長	ボランティア班	ボランティアの要請、調整	

■運営班の振り分けのポイント

- 運営に女性が携わることができるよう配慮する
- 特に物資班は女性用の物資の配布に配慮するため、女性の配置が必要
- 車中泊や在宅避難者も避難所の利用者として運営班の業務を担う
- 各避難者の特性を活かせるよう運営班を編成する

④ 各運営班の設置

(1) 班員の選出

- 運営班の班員は、避難所における各班長の協力のもと、本人の意思を確認した上で避難所における各班から選出する。

<班員選出の際の注意>

- ・避難所利用者登録票(様式集 p. 24)の特技・免許欄などを参考に、子どもから高齢者まで、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割分担し、多くの人が運営に参画できるようにする。ただし、強制はしない。
- ・特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。
- ・交代時には的確に引き継ぎを行う。
- ・男性だから、女性だからという固定観念に縛られることなく、本人の希望を聞き、業務を割り振る。ただし、女性用の物資の受け渡しや女性からの要望を聞き取りやすいよう、特に、総務班、相談班、要配慮者支援班、食料班、物資班には、女性の参加に努める。

(2) 班長の決定

- 班員の互選により、各運営班の班長を決める。

<班員選出の際の注意>

- ・班長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、委員会への出席を負担に感じない人を選ぶ。
- ・特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する。
- ・交代時には的確に引き継ぎを行う。

(3) 運営班で行う具体的な業務の検討

- 避難所運営委員会は、避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、各運営班を設置し運営する。

■各運営班の役割（例）

班名（例）	役 割（例）
総務班	各班の業務の調整等 総合受付(入退所など各種手続き、苦情相談対応)、避難所内の配置計画、避難所運営日誌の作成、避難所運営委員会の事務局、大木町厚生救援部（大木町災害対策本部）への連絡
情報班	大木町等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供、広報、避難所内外の情報収集・伝達・発信、取材対応
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理 利用者数の把握、名簿管理、安否確認等への対応 施設・設備の点検・故障対応
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し 食料の調達・受入・管理・配給、炊き出し対応
物資班	物資の調達・受入・管理、配給
環境衛生班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	- 被災者の健康状態の確認、感染症予防 - 町保健師と協力して衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)、健康管理
要配慮者支援班	要配慮者の支援 高齢者、障がいのある人、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策
避難所外避難者対策班	避難所外の避難者の支援 避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の交流の場の提供
ボランティア班	ボランティアの受入、調整、管理

⑤ 役割の明示

- 委員会の役割や構成員、運営班の役割や班編成・班員などを避難所利用者や支援団体等に知らせるため、**避難所運営委員会名簿(様式集 p. 22)**に記入し、情報掲示板に掲示する。
- 委員会や運営班の構成員は、見分けやすいように、適宜、腕章や名札、ビブス（ゼッケン）などの目印を身につける。

⑥ 避難者の把握と個人情報の取り扱い

- 避難所を退所する際には運営委員会へ連絡するよう呼びかけ、避難所利用者登録票の更新を行う。
- 避難所利用者登録票の記載内容は、個人情報のため、避難所運営委員会や運営班において、責任を持って取り扱い、個人情報の漏洩防止のため、保管場所や保管方法に十分注意し、管理を徹底する。

⑦ さまざまな状況に配慮したスペース配置の検討

避難所生活の長期化が想定される場合、居住スペースの他に様々な用途に応じたスペースの設置に努める必要があります。

- 常設ではなく、一時的に利用できる救護スペースの設置に努める
- 保健師や介護士等への相談ができる個室や間仕切りで仕切られたスペースの設置（健康や避難所生活における悩み等の相談）に努める
- 女性保健師や職員による女性専用の相談スペースの設置に努める
- 更衣室は男女別で施錠可能な個室を、また、授乳スペースとして専用の個室を準備し、個室には防犯ブザーなどの防犯対策と使用状況を表示する札の設置に努める
- 保育士等ボランティアの活用を検討しながら、子どものストレス軽減のため遊び場となるスペースの確保に努める
- 学生や受験生などに配慮して、必要に応じて落ち着いて学習できるスペースを確保するよう努める
- 携帯トイレや屋内用トイレ等を使って、要配慮者専用トイレの設置を検討する。

⑧ スペース配置で注意すべき事項

- 避難所運営本部のスペースを設置し、運営委員会の会議や情報集約を行う。また、避難所の個人情報を取り扱うため、関係者以外の立入を禁止する。
- 避難所出入口付近に避難所の入退所受付とは別に、ボランティア、マスクミ、来客等の外来者に対する受付を設置し、受付を行うよう努める。
- 自衛隊、他自治体からの応援職員などを受け入れる場合は、活動拠点スペースと車両駐車場の両方を確保するよう努める。
- 安否情報、町及び避難所運営本部からの連絡事項、入浴などの支援情報など避難所における一日の予定などを掲示するよう努める。
- 食糧や物資の保管スペースは、高温・多湿の場所を避け、耐荷重の大きいコンクリート床の場所で、トラックによる物資搬入と避難者への配給がしやすく、施錠可能な場所が望ましい。
- 給水所は、居住スペースの近くで、給水車の出入りがしやすい屋外の設置が望ましい。
- 炊き出しのスペースは、水源や排水を考えた場所が望ましい。
- 衛生や臭気の問題があるため、仮設トイレは原則屋外に設置し、手洗いの設置に努める。
- 水源や排水の位置を考慮して洗濯機の配置を検討する。
- 洗濯機は、一般用、ペット同伴避難者用など使用方法を定める。
- 物干し場は、日当たりのよい場所にし、共用場所と男女別の場所を確保するよう努める。（女性専用の場所はプライバシーの確保に配慮した場所に設置することが望ましい。）
- 仮設風呂や簡易シャワー等を設置する場合、水源や排水を考慮するとともにプライバシーの確保が可能な位置に設置するのが望ましい。
- 車中泊避難者へは、保健師による声掛けを積極的に行い、エコノミークラス症候群の予防に努めるとともに避難所屋内への移動を促すよう努める。
- スペースの配置を含め、誰もが利用しやすいよう避難所内のバリアフリー化に努める。

⑨ 衛生環境の確保とごみ処理

- 個別スペースのほかトイレ等の共有スペースも状況に応じて1日1回以上、定期的に清掃、換気を実施するよう努める。
- 個別スペースは各個人で清掃し、トイレ等の共有スペースは当番制により避難者全体で清掃し、手すりやドアノブ等の消毒を実施することで感染症の予防に努める。
- ごみは分別を徹底したうえで排出し、集積所へ収集する。
- ごみの排出ルールを確立し、避難者に周知するよう努める。
- ごみ集積所は、衛生、臭気への配慮として生活場所から離れている場所で、野生動物の侵入を防止でき、清掃車の出入りがしやすい場所が望ましい。
- 水害等で汚水に浸された場合は、感染症等の予防のためにもシャワー等で汚れを落とす必要がある。

⑩ 情報収集と伝達

避難所においては、避難者の情報ニーズが高まります。段階的に防災無線放送、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体により、被災者向けの広域情報の収集・発信を行います。可能であれば、避難所でも被災者自らが情報収集できる手段を提供します。

- 各種情報の発信や対外的なやり取りについては担当を明確にし、窓口を一本化して情報の混乱を避ける。
- 避難所の入口付近や居住スペースや共有スペースなど複数箇所に掲示板を設置するよう努める。(同じ情報を掲示すること)
- 掲示板には、復旧・復興に関する情報など地域のすべての被災者へ伝達することを踏まえ、様々な情報を項目ごとに整理して掲示する。
- 避難所内への一斉伝達方法として、館内放送を利用するなど重要な情報は、時間帯を変えて複数回放送する。
- 避難者の意見を収集するため、意見箱などの設置に努める。

⑪ プライバシーの確保

居住スペースでは、背の高い間仕切りは、プライバシー保護にはなりますが、風通しや空調の効きが悪くなることや閉鎖的な心理不安、防犯上の問題が懸念されることもあり、カーテンで開閉できるか、1 m程度の高さにするなど状況に応じて対応する必要があります。

- 間仕切り等を確保し、世帯ごとの間仕切りを行う。
- 郵便物や宅配物の差出・受取の取りまとめは、トラブル防止のため原則として行わず、郵便・宅配便等は本人と直接受け渡しをしてもらう。
- 避難所利用者登録票や個別の相談等による情報をもとに、食事や避難生活での配慮を行う際は、プライバシーに配慮する。

⑫ 要配慮者支援のための会議の開催

- 要配慮者支援のための会議を定期的に行うなど、関係機関等の支援活動の状況、人的・物的資源の状況、要配慮者のニーズを把握し、情報を共有する。

⑬ 避難所以外の避難者の支援

(1) 避難所以外の避難者の把握

- 自宅等の避難所以外の避難者は、被災者台帳の活用などにより、避難状況を把握する。
- 大木町や警察・消防、保健師のほか、地域住民（行政区、消防団、民生委員等）や自主防災組織による巡回、NPOやボランティアなどの協力による避難所以外の避難者の実態把握・安否確認を行い情報共有する。

(参考) 避難者に応じた状況把握

- 要介護高齢者等の避難行動要支援者に対しては、ケアマネジャー等による安否確認や健康状態の把握等を実施
- 高齢者・障がい者世帯等に対しては、民生委員等からの情報等を踏まえた家庭訪問を実施
- その他の世帯については、罹災証明書の申請時等に、避難者とその必要な支援を把握

(2) 避難所以外の避難者の支援

大木町は、医療機関をはじめとする多様な専門的支援者と協働して、必要な対策が行えるよう体制を構築する。

- 医療関係者やNPO及びボランティアなどと定期的に会議を行い、情報を共有する。
- ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、チラシ、ポスター等により、避難者支援に関する情報を周知するよう努める。
- 在宅避難者のうち高齢者や障がいのある人など配慮が必要な人には、避難所の要配慮者と同様に支援を行うよう努める。

(3) 車中泊対策

- 車中泊のためのスペースを確保する場合には、できる限り施設内の駐車場など一か所にまとめて車両スペースを確保する（夜間の安全確保のため、照明のある場所が望ましい）
- 車中泊の避難者は、物資配布等の際や被災者台帳の活用などにより、避難状況を把握する。
- 大木町や警察・消防、保健師のほか、自主防災組織や消防団等の地元住民による巡回、NPOやボランティアなどの協力により避難者の実態把握・安否確認を行う。
- 複数の車中泊者が集まる場所では、避難所に避難している人と同様に、車中泊者で班を編成し、避難所での運営に参画する。
- 車中泊者に対しても、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、チラシ、ポスター等により、避難者支援に係る情報を周知する。
- 保健師や看護師等と協力し、エコノミークラス症候群や熱中症の防止、一酸化炭素中毒の防止、感染症予防、生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防及び心身機能の低下の防止に努める。
- 多くの車中泊者が集まる場所には、車中泊者用の仮設トイレを設置する。

（参考）在宅避難者等支援施設の設置

- ・避難所以外の避難者の支援を避難所で行うことができない場合に、必要に応じて避難所とは別の場所に避難所以外の避難者の支援施設（在宅避難者等支援施設）を設置することもあります。＜施設の例・・・集会所、民間の施設・敷地など＞
- ・在宅避難者等支援施設では、避難所から遠い場所に滞在する人や避難所まで自力で来られない人に食料や物資、支援情報などを提供します。
- ・施設を開設した際は、大木町災害対策本部に報告し、利用者に周知してください。
- ・在宅避難者等支援施設は、施設利用者が協力して運営してください。

⑭ 避難所ボランティア等の受け入れ

避難所において、人員不足等により円滑な避難所運営ができない場合は、ボランティアやNPOなどに協力を要請します。

(1) ボランティア等の要請

- 大木町のボランティア担当窓口（厚生救援部又は大木町社会福祉協議会）を経由し、ボランティアセンター等へボランティアの派遣要請を行う。
- ボランティアを要請する際は、どんな支援が必要か伝え、必要な支援を受けられるよう努める。
- 朝礼などでボランティアを紹介するなど避難所及び被災地域の状況について、情報共有できるよう努める。

(2) 受付窓口の設置

- ボランティアを受け入れる際は、避難所内に受付窓口を設置しボランティアセンターからの派遣の有無を確認して、**ボランティア受付票(様式集 p. 50)** に記入してもらう。
- 受付時には、**ボランティア活動時の注意事項(様式集 p. 51)** のチラシを配布し、活動場所（避難所）などを確認する。
- ボランティアとわかるように、（活動場所（避難所）ごとに）共通の目印（ベスト、腕章、シール等）をつける。
- ボランティアには、活動が終了した際は受付に報告して退去してもらう。

■ 共通の目印（イメージ）

災害ボランティア	
○月○日	
・活動場所（避難所名）	○○○○○○○○○○
・氏名	○○ ○○○
大木町災害ボランティアセンター	

(3) ボランティア等の主な業務

- ・食料、物資に係る支援（搬入、供給、配分、管理）
- ・要配慮者などの支援
- ・清掃、衛生管理に係る支援及び避難所内及び周辺の巡回
- ・瓦礫等の撤去、搬出作業
- ・避難所運営に係る補助
- ・在宅避難者のニーズへの対応等

⑮ マスコミ・訪問者対応

- マスコミや訪問者の対応については、立入可能な時間や範囲、その他注意事項をあらかじめ検討しておく。
- マスコミの訪問については、受付で立入や撮影を禁止する場所を明確に伝え、原則として町職員立会いのもと、町災害対策本部と連携して対応するよう努める。
- マスコミの取材後は、避難所運営委員会で報告する。
- 避難所利用者登録票の同意者への親族からの安否確認には、速やかに返答するよう努める。
- 不同意者への安否確認や親族以外からの安否確認には、連絡先などを確認し、問合せがあったことを本人に伝える。
- 避難者の中にDV被害者がいる場合は、原則情報開示を不可とし、情報の開示方法について事前に対応を検討する。
- 電話や来客の取次は安否確認と同様に取り扱う。

⑯ 避難者の健康管理と心のケア

配慮すべき事項は多岐にわたるが、これらの配慮を欠くと、その影響が甚大な場合は死に至る可能性も否定できません。これらの配慮を避難所担当職員だけで実施することは現実的ではないため、医療・保健・福祉の専門職能者に多角的に避難所の状況をチェックしてもらい、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止、健康維持に努め、必要な対応については、ボランティア・NPO団体の協力を要請します。

また、妊婦、産後間もないお母さんと乳幼児や高齢者、慢性疾患をもった人など、それぞれのライフステージに応じた留意が必要です。避難所や車中での生活は活動量の低下により血栓ができるエコノミークラス症候群などの健康被害の予防として十分な水分補給や定期的に体を動かすことが大切なため、避難者等に広く周知し、定期的に体操などを行います。

健康状態の悪化が疑われる避難者などがいる場合は、町災害対策本部（厚生救援部）に医療救護班（医療チーム）による診察が受けられるよう必要な対応を求めます。

- 避難所内では、保健師等を巡回させ、感染症の発生予防や蔓延防止、生活習慣病などの疾病の発症や悪化予防、心身機能の低下防止に努める。

- 保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康相談ができるよう努める。
- 避難所における感染症予防のため、外出から戻った際の手洗いとうがいを徹底する。
- 冬期は風邪やインフルエンザの蔓延を防ぐため、マスクの着用を呼びかける。
- 嘔吐者が発生した場合は、ノロウイルス等の感染症に十分警戒し、感染症患者用の別室及び専用トイレを速やかに設置し、医師などの専門家の許可を得るまで隔離する。
- 夏期は害虫による感染症予防のため、網戸、メッシュカーテン、防虫ネット等各種虫除け製品を用いて対策を実施するよう努める。併せて、蚊の発生を防止するため、避難所周辺の水たまりをなくすよう努める。
- エコノミークラス症候群などの健康被害の予防を呼びかける。
- 定期的に体を動かすため、朝のラジオ体操や午後のストレッチ運動を行いストレス解消も促す。
- 熱中症の予防として水分補給を徹底するよう努める。
- 健康管理のため、既存の風呂や簡易シャワー等による入浴の機会を早期に検討する。
- 心のケア相談窓口を設置し、ストレスの軽減を行うよう努める。
- D P A T（災害派遣精神医療チーム）や保健師等の確保については、町災害対策本部と連携するよう努める。
- 避難者の心のケアのため、要配慮者、女性同士が交流できる場所や時間を設け、避難者の心のケア活動を定期的に実施するよう努める。
- 感染症発生時の患者隔離スペースなど緊急時に活用する予備スペースを確保しておくことが望ましい。

⑪ 防犯体制の確立

- 性犯罪や窃盗などの発生に備え防犯体制の早期確立を行うよう努める。
- 避難所内のあいさつや声掛けの徹底も防犯対策につながるため積極的に行う。
- 人が減少する昼間に、警察官の見回り・立ち寄りを依頼する。
- ボランティアや調査員と称して徘徊する詐欺師の犯行を防ぐため、単独で行動する不審者には注意する。

- 不在家屋を狙った空き巣被害等を防止するため、防犯ボランティアによる自主パトロール活動を推進するほか、地域住民等に対して不審者を発見した際の110番通報を呼び掛ける。

□復興期の対応

復興期は、被災者の要望や求める情報などが多様化・高度化する時期です。一方で、避難所を利用する人が減少するため、避難所運営体制を再構築し、避難所を撤収する準備を進める時期です。

また、避難者のニーズが変化し、よりきめ細やかな対応を行い被災者の心や体への負担を軽減していく必要があります。また、避難所を段階的に縮小、統合、閉鎖に向けて検討し、避難所スペースの縮小や他の避難所との統合を図るなどの取組みが重要です。

① 避難所運営のための業務の継続

- 避難生活の長期化に伴う避難所利用者と運営側の健康状態などに注意しながら運営します。
- 避難所の開設から7日以内に閉鎖する見込みがたたない場合は、速やかに大木町災害対策本部に連絡します。
- 避難所利用者の減少に伴い、運営体制を再構築する必要があります。

復興期に注意するポイント

主な内容		担当班
避難所利用者のニーズの変化に伴う対応	被災者支援、生活再建情報の提供	総務班
	各種相談窓口の設置調整	情報班
	避難生活の長期化に伴う必要物資の確保	食料班、物資班
	避難所内の秩序維持の強化	管理班
避難所利用者と運営側の身体とこころのケア対策	各種イベントの企画・実施	総務班、避難者交流班
	衛生管理の強化	保健班 環境衛生班
	こころのケア対策の強化	
	運営側の健康管理	
	福祉避難所、医療機関等への移送	要配慮者支援班
	生活場所の整理、プライバシー確保	管理班
	避難所以外の場所に滞在する人の健康管	保健班

避難所利用者の減少などに伴う運営体制の見直し	理	要配慮者支援班
		避難所外避難者支援班
	運営体制の見直し	避難所運営委員会
	ルールの見直し	避難所運営委員会 総務班
	配置変更にかかる見回り場所の見直し	管理班

② 避難所の統合及び閉鎖の検討

- 大木町災害対策本部から、避難所の統合及び閉鎖に関する情報や指示があった場合は、「避難所の統合及び閉鎖に向けた準備」を参考に検討を行います。

③ 長期的な避難生活で注意すべき事項

- 退所後にもつながるコミュニティ形成を促すよう努める。
- ボランティアの減少に対して、避難者間の共助活動による運営を強化するよう努める。
- 仮設住宅を含む復興計画の説明会開催の準備を行う。
- 避難所の退所手続きに関する法律等を含む制度について、専門家も交えた相談窓口の設置に努める。

□撤収期の対応

撤収期は、電気・ガス・水道などのライフライン機能が復旧することにより、地域の本来の生活を再開することができる期間です。

住居をなくした人は、より生活環境の整った応急仮設住宅などの長期受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、避難所としての施設本来の機能を早期に回復させるための準備を行います。

■業務体制

避難所運営委員会は、避難所利用者の生活再建を重視し、避難所の統合・閉鎖にともなう避難所利用者の合意形成を図りながら、避難所となった施設の原状回復を行います。

① 避難所の統合及び閉鎖に向けた準備

□ 大木町災害対策本部との協議

- ・ライフラインの回復状況などから、避難所の縮小・統廃合の時期、閉鎖後の対応などについて、大木町災害対策本部と協議します。
- ・避難所を統合する場合、移動の日時や方法、荷物などを搬送するための車両や人員の確保などについて、大木町災害対策本部と協議します。

□ 統合及び閉鎖に向けた説明会の開催協力

- ・避難所の統合及び閉鎖にあたり、大木町が開催する説明会の開催に協力するなどして、避難所利用者全員に伝え、了解を得ます。
- ・説明会を開催する場合は、事前に情報掲示板や各班長などを通じて、避難所利用者全員に伝えます。
また、説明会に参加できない人などにも、確実に情報が伝わるようにします。

□ 避難所閉鎖の準備

《避難所閉鎖に向けた取組》

- ・避難所の解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理を行う他、市町村においては、公営住宅の活用、迅速な応急仮設住宅の設置又は、民間賃貸住宅の借り上げを行います。
- ・避難者の退所の目途を把握します。

《引き継ぎ》

- ・避難所の統合及び閉鎖にあたり、避難所利用者の情報などを円滑に引き継ぐことができるよう避難所運営委員会、各運営班などの協力を得て、避難所の運営・管理に関する情報や書類などを集約します。
- ・集約した情報や書類などは、大木町災害対策本部に提出します。

《片づけ》

- ・避難所運営委員会、各運営班、避難所利用者、行政担当者、施設管理者などは協力して、施設全体の清掃や使用した設備の返却、整理整頓を行います。
- ・片付けのための人手が足りない場合は、大木町災害対策本部に対し職員やボランティアによる支援を要請します。

② 避難所の統合及び閉鎖

- 避難所を統合する場合は、コミュニティの維持に配慮します。
仮設住宅への転居にあたっても、なるべくコミュニティ単位で入居するなど配慮します。
- 避難所を閉鎖した時点で、避難所運営委員会は解散します。
- なお、避難所を閉鎖した後においても、地域で協力し、コミュニティの維持・再生を目指します。

4 その他、避難所運営関連のマニュアル等

- 大木町避難所運営マニュアル様式集
- 大木町避難所開設・運営マニュアル＜自主避難対応編＞
- 大木町大規模災害時の指定避難所準備マニュアル
- 避難所開設・運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策版）